

茨城県国民保護計画の変更（案）について

1 主な変更理由

- 国民の保護に関する基本指針の変更（平成 29 年 12 月）
国民保護に関する取組（全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等）に関する記述の修正

2 主な変更内容

- 国民の保護に関する基本指針の変更関係
 - 避難の指示について
「避難に当たって配慮すべき事項」の箇所に、平素から Jアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記。
 - 避難及び救援に関する平素からの備えについて
「避難施設の指定」の箇所に、都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記。
 - 研修及び訓練について
「訓練」の箇所に、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等を例示
- 県地域防災計画の修正に準じた変更
 - 県国民保護対策本部長の職務代理者の明確化
 - 県国民保護対策本部に係る代替施設（第 2 順位）につくば国際会議場を追加
 - 実用発電用原子炉以外の原子力施設における原子力災害対策重点区域の範囲の変更

3 今後のスケジュール

- 平成 30 年 3 月 28 日 県国民保護協議会で審議
- 同 6～12 月頃 内閣総理大臣協議
- その後 計画変更決定，県議会報告